

告 示

埼玉県告示第八百八十六号

測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県杉戸県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（総合交付金（改築）工事）

三 作業地域

久喜市高柳地内

四 作業期間

令和二年六月十二日から令和二年十二月十八日まで